

【事案Ⅲ－10】火災共済金請求

・平成27年7月7日 申立取下げ

<事案の概要>

給排水設備に生じた事故等により水漏れ被害等が発生したので、長期積立満期型火災共済（以下「満期型火災共済」という。）の共済金の請求をしたところ、鑑定の結果、経年劣化を原因としたものであること等を理由に共済金を支払わないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、満期型火災共済の火災共済金212,652円を申立人に支払え、との判断を求める。

- (1) 約款・事業規約によれば、「給排水設備に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水または溢水による水濡れ」とあるにもかかわらず、その事実を認めようとしなない。
- (2) 被申立人の当初の共済金支払拒否の理由は、建物の老朽化を理由としていた。ところが、当該建物の満期型火災共済が4件あり、この度の漏水事故が最新の契約(事故発生5年前に契約)個所であることを説明されると、今度は施工不良であると見解を変更した。
- (3) 満期型火災共済加入当初から現在まで、事故の発生が無かった今回の事故と類似条件の個所(排水管の取付が異なる)が数カ所あり、現在も何ら問題が発生していない。また施工不良というのであれば施工後5年前後の間に、なぜ同様の事故が現在まで発生していないのか。
- (4) 非該当通知文書では、『…自然の摩耗または劣化による外壁(配管のコーキング部分合む)の隙間やひび割れ等から進入し、室内に損害が発生した…』とし、『…事故状況より予想されうる損害』としているが、同一建物のその他の類似個所より遥かに新しい今回の事故個所(施工後5年前後)で、自然の摩耗または劣化が起こることは考えられず、また、想定される事故であれば、早々に対応しなければ、一番困るのは、申立人と居住者であること。実被害が明らかに存在するのに支払金拒否をするのであれば、共済への加入の意味が無い。
- (5) 全ての事故原因が事前にわかっていたら、当事者はそれを放置せず早々に対応策をとっている訳だが、因果関係が明確でない状況での事故発生も少なからずある筈で、予想が困難(故意の事故では無い)であることが明らかで有った事故に対しての、でたらめな被申立人らの取扱には憤りを覚える。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 満期型火災共済の約款・事業規約には、火災共済金を支払う場合として、「給排水設備に生じた事故または被共済者以外の者が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水または溢水による水ぬれ」と規定されている。

本案件については、鑑定人による書面査定を行った結果、バルコニーの排水または雨水が自然の磨耗または劣化による外壁(配管のコーキング部分含む)の隙間やひび割れ等から侵入し、室内に損害が発生したものと判断した。

また、損害写真から確認できる「雨水を通す管」は建物の外部に設置されているため、約款・事業規約上の給排水設備に該当しないこと、罹災状況に偶然性を欠くことから、約款・事業規約規定の共済事故に該当しないため、共済金のお支払いはできないもの(免責)と判断した。

＜裁定の概要＞

申立人より申立てを取り下げる申出があったため、裁定手続規則第30条第1項にもとづき裁定を終了した。